

令和2年度 法人事業計画書

（ 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日 ）

社会福祉法人長尾福祉会

目次

令和２年度	社会福祉法人長尾福祉会事業計画	- 3 -
令和２年度	法人本部事業計画	- 4 -
令和２年度	のぞみ園事業計画	- 7 -
令和２年度	特別養護老人ホームゆたか荘事業計画	- 13 -
令和２年度	デイサービスセンターゆたか事業計画	- 21 -
令和２年度	ハーティヴィラ亀鶴事業計画	- 22 -
令和２年度	高松くりの木保育園事業計画	- 28 -
令和２年度	認定こども園長尾学舎事業計画	- 31 -

令和２年度 社会福祉法人長尾福祉会事業計画

【法人理念】

障害をもっているも もっていないも 男も女も

「生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」

といえる社会づくりを目ざします

【基本方針】

ここ数年は多様化・複雑化する福祉課題にどう向き合うか、法人として様々なチャレンジをし、様々な福祉サービスの受け皿を確立していくということであった。また、子どもからお年寄りまで一人ひとりを一生涯支援できる体制ができたと同時にこれから当法人に求められることとして、この受け皿をさらに成熟、存続させていくかにかかっている。

今年は４年前の障害者支援施設のぞみ園の開園 20 周年に続き特別養護老人ホームゆたか荘が開荘 20 周年を迎える。歴史をつくることとは、常に時代の流れと共に変化と進化が必要と考え、これからも未来を見据えた各種事業の充実はもちろんのこと、安心安全の向上、さらには地域の福祉拠点としての役割を果たすことが出来るよう進化していきたい。

今年度は、各事業の安定的な経営を改めて目指す体系づくりと、既存職員のさらなる資質向上を目指し、地域で選ばれ支持される法人運営に取り組む。

【基本目標】

総合社会福祉法人としての分野横断のサービスの連携と法人内ワンストップサービスの実現と共に創意工夫をしながら変化に対応できる法人を目指す。

【重点事業】

- ・健全な法人経営と積極的な情報公開
- ・地域包括ケアや地域共生型サービスの実施に向けての調査研究
- ・福祉ワンストップサービス実現に向けての調査研究
- ・外国人技能実習生などを含めた人材の積極的採用と育成

【目標実現のための重点事業体系】

- ・既存サービスの経営評価と情報公開
- ・第三者評価の受審施設への助言、協力
- ・香川おもいやりネットワーク事業及び地域ネットワーク会議への協力推進
- ・各施設での総合相談体制構築
- ・法人機能を生かした地域、医療との連携
- ・地域雇用の拡充
- ・高校、大学との就職・就学提携の推進

令和２年度 法人本部事業計画

【評議員会、理事会の運営】

- ・ 定時評議員会の開催 ６月
- ・ 理事会の開催 ５月、６月、９月、１２月、３月

【各施設の事業への協力及び整備・補修事業の計画等】

- ・ 法人全体
感染症対策の強化のための体系、備品の購入
- ・ のぞみ園
施設改修事業（共用部床の張替え）
- ・ ゆたか荘
介護リフト等業務負担軽減への取組
- ・ デイサービスセンターゆたか
ボイラー設備の更新検討
- ・ ハーティヴィラ亀鶴
見守りスキャン試験導入の継続
- ・ 高松くりの木保育園
児童用書籍の購入
認定こども園移行に伴う整備関係
- ・ 長尾認定こども園
定員増に対応するための教育保育備品の購入

【その他の事業】

- ・ さぬき市高齢福祉事業検討委員会の運営
- ・ 諸制度改革への対応
- ・ 人事労務管理の体制整備
- ・ 法人の広報事業
- ・ 職員の採用事業
- ・ 技能実習生の受け入れ支援
- ・ 高松くりの木保育園のこども園移行に伴う支援

【法人運営事業及び業務体制（定款に基づく事業）】

1 第一種社会福祉事業

- ・ 障害者支援施設の経営
- ・ 特別養護老人ホームの経営

2 第二種社会福祉事業

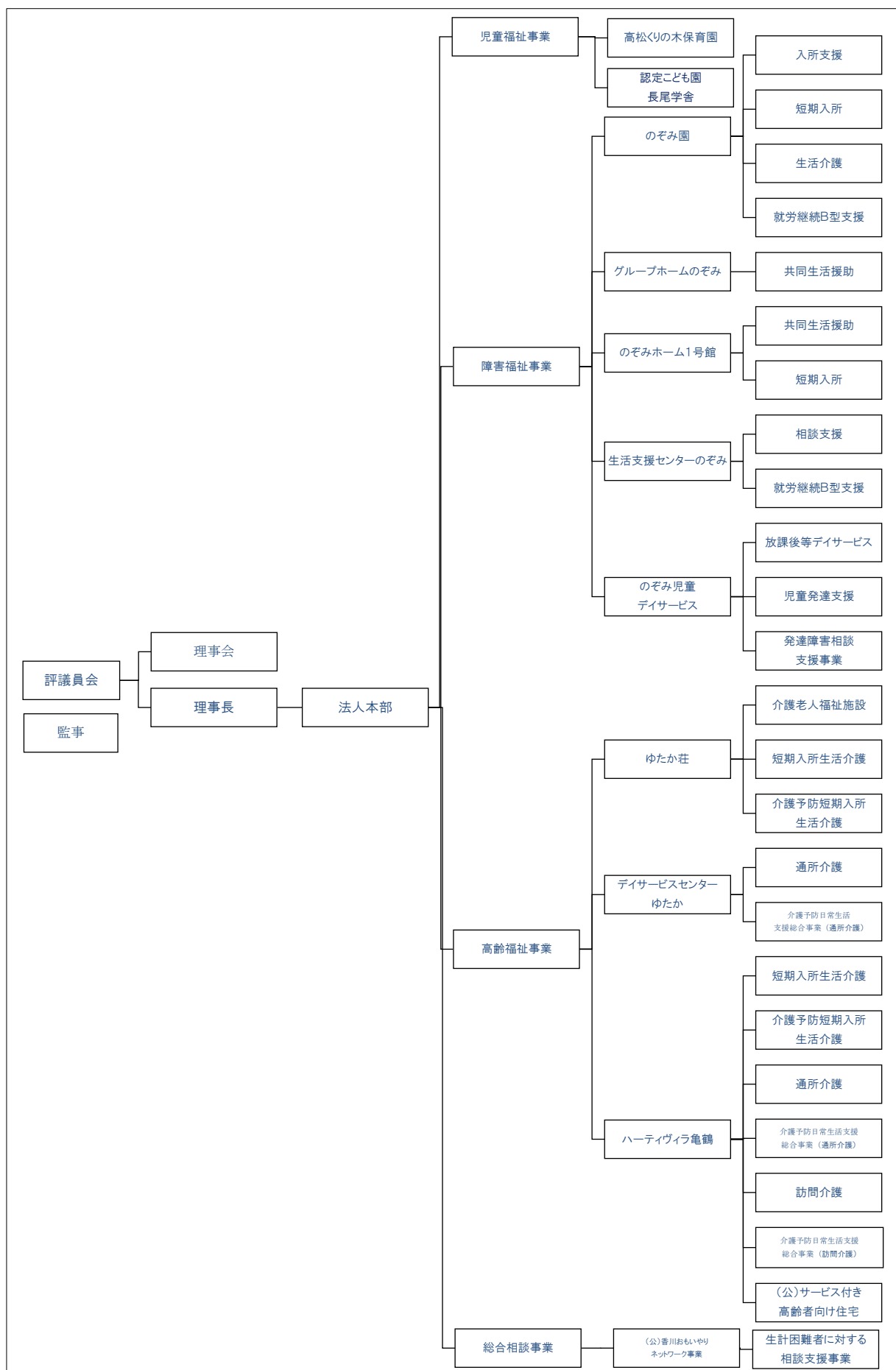
- ・ 障害児通所支援事業の経営
- ・ 一般相談支援事業の経営

- ・ 保育所の経営
- ・ 幼保連携型認定こども園の経営
- ・ 特定障害福祉サービス事業の経営
- ・ 相談支援事業の経営
- ・ 障害児相談支援事業の経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 老人デイサービス事業の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営
- ・ 生計困難者に対する相談支援事業

3 公益事業

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業

4 業務体制（令和2年4月1日～）



令和２年度 のぞみ園事業計画

令和２年、障害福祉サービス経営実態調査が実施される予定になっている。またその結果をもとに令和３年障害福祉サービス報酬改定が実施されることになっており、今年度は様々な情報収集をはかりながら経営の安定をめざし次年度への準備を進めていきたい。

利用者支援においては利用者の意思及び人格を尊重しひとりひとりの多様なニーズに応えられるよう努めていきたい。また重度化、高齢化などの課題に対応できるよう専門性を高めサービスの向上に向けて取り組んでいきたい。

目標

- ・利用者の意思及び人格の尊重
- ・利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供
- ・就労支援への取り組み
- ・安心安全な生活環境作りと整備

課題

- ・地域療育等支援事業の充実
- ・相談支援事業の充実
- ・高齢利用者対応の検討

主要事業

- 1.施設入所支援
- 2.生活介護
- 3.就労継続支援Ｂ型
- 4.共同生活援助
- 5.障害児通所支援
- 6.相談支援
- 7.地域療育等支援事業

1 障害者支援施設(施設入所支援)事業計画

入所する利用者に主として入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うもので、令和２年３月末で女性１５名、男性３５名が入所している。

また、一時的に家族の支援が困難な場合、定員３名で短期の入所、ならびに日中のみの日中一時支援を実施していく。

① 支援方針

- ・自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく。
- ・安心、安全な生活環境づくり
- ・安らげる空間の提供と地域移行に向けた支援の実施
- ・居住の場として、夜間の介護、支援を行う。
- ・休日余暇の充実

② 課題

環境整備

- 廊下、食堂のフロア改修、女子寮乾燥機改修、一部居室フロアの改修

高齢化対策

- 一部フロアのバリアフリー化などの環境整備、ならびに高齢施設移行に向けた情報収集、協議会などを実施していく。同時に関連機関との情報交換、連絡調整などを実施していく。

身体機能低下に応じて入浴のありかた、食事形態の変更による対応の検討

防災対策

- 土砂災害・地震などの災害対策および訓練を強化していく。災害時の通信手段の見直し。BCP(事業継続計画)の作成の検討。

③ その他

定期的に入所相談委員会を開催し入所希望者について協議したり、入所待機者の状況などを把握していく

2 生活介護事業計画

主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の支援、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために行われる必要な援助を行うものである。

令和2年3月末で入所支援利用者50名と通所利用者12名の計62名が利用している。62名を3つのグループに分け、生活介護Ⅰ(20名)、生活介護Ⅱ(22名)、生活介護Ⅲ(20名)で日中は活動している。また定期的に安全委員会(月1回)、保健栄養委員会(3か月に1回)を開催し利用者の安全管理、健康管理にも留意している。

① 支援方針

- ・ 重度利用者に対しての構造化、視覚支援、自立課題の提供
- ・ 自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく。
- ・ 利用者の状態、症状に合わせて、グループを分割し、継続して支援できる体制をつくる。
- ・ 利用者が意欲を持って参加し、楽しめる日課の継続的な検討
- ・ エンパワーメント、ストレングス、権利擁護の視点を含めた個別支援計画の作成
- ・ 食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の支援を提供、併せて軽作業等の生産活動や創作的活動を提供
- ・ 強度行動障害の方の理解と支援方法を深めていく。

<行事>

- ・ 園内行事—花見、クリスマス会、ひなまつり茶会 合同余暇など
- ・ 園外行事—遠足、テーブルマナー

<余暇活動>

- ・ クラフト、音楽、スポーツ、カラオケ、書道など

<地域交流>

- ・ もちつき、ひなまつり茶会、合同余暇、いきいき福祉まつり、しょうぶまつり、ふしぎなたね展、とっておきの芸術祭などの作品展出品、参加など

<医務>

- ・ 健康診断、定期健診、健康管理、衛生管理

<給食>

- ・ 栄養ケアマネジメント、栄養管理、献立作成

<環境美化>

- ・ 年2回の親子共同作業、大掃除など、毎週火曜日環境美化の時間を設定

<研修生受け入れ>

- ・ 実習生（学生）を計画的に受け入れる

<スポーツ大会等参加>

- ・ 知的障害者福祉協会等が主催する各種スポーツ大会に参加、園内における練習計画など

<防災訓練>

- ・ 火災、土砂災害想定防災訓練をそれぞれ消防署立ち合いで実施。それ以外でも月1回防災訓練実施していく。BCP(事業継続計画)作成の検討

3 就労継続支援B型事業計画

年齢や心身の状態等の事情により、事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても雇用されるに至らなかった者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業で令和2年3月末現在、12名が利用している。ゆたか荘、ゆたかデイ清掃作業のメンバーの高齢化が進んでおり今後様子を見ながら状況に応じた対応を検討していきたい。

① 支援方針

- ・ 自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく。
- ・ 作業内容、本人ニーズ、ストレングスを反映した個別支援計画の作成

② 事業内容

- ・ ダンボール組立作業、箱貼り作業、和三盆詰合せ作業
- ・ さぬき市社協タオル洗濯、ゆたかデイ事業所のおしぼりの洗濯
- ・ 菓子工房におけるバウンドケーキ、クッキー。パンなどの製造、販売
- ・ 施設外支援としてゆたか荘における清掃作業、バスタオル洗濯、シーツたたみなどの作業
- ・ ゆたかデイ事業所の風呂掃除、環境美化
- ・ 辛立文化センターフロア清掃

4 共同生活援助（グループホーム）事業計画

地域で共同生活を営むのに支障のないものに、主として夜間において、共同生活を営むことができるよう食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う事業で、令和2年3月末で女性棟5名、男性棟7名が生活している。

① 方針

- ・ 地域で自立した生活を送る。
- ・ 共同生活において必要なスキルおよび社会性を獲得していく。
- ・ 利用者ひとりひとりの自己実現をめざし個別で支援していく。
- ・ 医療機関と連携をとりながら健康維持への支援をしていく。

② 事業内容

- ・ 買い物外出、地域の行事などを通じての社会参加を促していく。
- ・ 自己選択、自己決定を尊重した支援
- ・ 通院、食事などを通じた健康管理
- ・ 定期的な環境美化、衛生管理
- ・ 入浴、排泄などの生活支援

5 障害児通所支援事業

児童福祉法における障害児通所支援事業の児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所・のぞみ児童デイサービス事業所として運営する。発達が気になる児童の通所事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活適応のための療育支援を行う。

①方針

- ・ 障害のある幼児・児童・生徒に、個別及びグループの活動・遊びを通して、日常生活や社会生活に必要な療育支援・訓練を行う。
- ・ 保護者及び関係機関との連携を蜜にし、一人ひとりの将来を見据えながら、年齢や発達段階に合った自立支援を目指す。

②主要事業（多機能型事業所 定員20名）

・ 児童発達支援

発達の気になる就学前の幼児に早期療育及び、高等学校・特別支援学校高等部に通学していなくて支援を要する生徒の療育を行う。

・ 放課後等デイサービス

児童生徒（6歳～18歳）の個々に応じた生活上の不便への手立てを見出し、共にマンパワーに視点をおいた成功体験を重ねながら自立への支援を行っていく。

③事業内容

・ 児童発達支援

○開所日は、月曜日から金曜日及び月二回の土曜日の午前9時～午後6時

休所日は、上記以外の土・日・祝日及び12月29日から1月3日

○療育支援内容は、基本的身体動作及び言語などの訓練（PT配置）、日常生活動作習得、コミュニケーションスキル獲得、ルールやマナーの習得、遊びスキルの習得、季節行事体験、地域交流など

・ 放課後等デイサービス

○開所日、時間は、授業日の放課後、月曜日～金曜日、下校時刻から午後6

時及び月二回の土曜日の午前9時から午後6時

長期休業中・振替休業日は、月曜日～土曜日、9時から18時

休所日は、上記以外の土・日・祝日及び12月29日から1月3日

6 相談支援事業計画

生活支援センターのぞみにおいて、在宅の障害者の方や、家族が住みなれた地域でより良い生活が続けられるように、必要なサービスの紹介や情報提供など、様々な相談を受け

付ける事業。サービス利用計画、モニタリング等の特定相談を重点的に取り組んでいく。令和元年度より相談員3人体制になっておりさらなる充実をはかっていく。

① 方針

- ・ 障害のある方が安定した生活が送れるように支援する。
- ・ 一人ひとりに寄り添った支援が提供できることを目指す。

② 主要事業

・ 指定特定相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児、地域相談支援を申請した障害者に対して、サービス等利用計画を作成して、サービス事業所等との連絡・調整を行い利用者に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。また定期的にモニタリングを実施して利用者の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

サービス利用計画費 16,000円×105名

継続サービス利用支援（モニタリング） 13,000円×70名

これまでの市・町からの委託で行っていた基本相談も引き続き行う。

・ 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児に対して、障害児支援利用計画を作成して、サービス事業者等との連絡・調整を行い障害児に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。また定期的にモニタリングを実施して障害児の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

障害児支援利用計画費 16,000円×75名

継続障害児支援利用援助（モニタリング） 13,000円×50名

・ 指定一般相談支援

○地域移行支援障害者、精神病院に入院している精神障害者が地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者や、居宅において同居している家族等が疾病等のため緊急時等の支援が見込まない状況にある障害者に対して地域生活を継続していくための支援および相談などを実施していく。

③ 事業内容

サービス等利用計画・障害児支援利用計画、指定一般相談については、利用者からの依頼を受けて実施する。

基本相談等については、以下の内容で実施する。

- ・ 相談支援：障害のある方やその家族の困りごと等の相談を受け、よりよい生活が続けられるように支援する。
- ・ 自立支援：在宅での生活がより安定したものになるような支援体制を作る。
- ・ 発達支援：本人・保護者が安心して地域で生活できるための具体的な支援を検討したり、専門機関等に繋いでいく。
- ・ 入所支援：在宅での生活が困難になってきた方に対して、適切な生活の場が提供できる

ようにする。

7 地域療育等支援事業

① 方針

在宅の障害児および発達の問題になる児童に対し地域生活を支援するため療育および相談などを実施していく。

② 事業内容

臨床心理士を中心とした療育担当職員で市町、保育所、学校などの関連機関、療育対象児童の保護者と連携をとりながら実施していく。

○訪問療育・相談事業

療育担当職員が在宅障害児および発達の問題になる児童の家庭に訪問し療育および相談支援をしていく。

○外来療育・相談事業

在宅障害児及び発達の問題になる児童が指定障害事業所を訪問し療育及び相談支援を実施していく。また療育は必要に応じて集団でも行う。

○施設支援指導事業

障害児通所支援事業及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し療育に対する技術指導を行う。

8 その他の計画

- ・企画調整会議、職員会議、寮会議を毎月開催し組織的運営を推進する。
- ・職場内研修を年10回程度、外部研修や施設見学などを取り入れ、資質の向上をめざしていく。
- ・安全委員会、保健栄養委員会、レクリエーション委員会、研修委員会を開催し委員会活動の充実をはかる。
- ・多くの保護者の参加を促し遠足、テーブルマナー外出など園内行事を実施していく。
- ・令和2年度、中国四国知的障害者職員研究協議会にて発表の担当になっており準備を進めていく。

令和2年度 特別養護老人ホームゆたか荘事業計画

特別養護老人ホームでは介護度3以上の方が入所対象となっており、医療的ニーズの高い方、重度の認知症の方等、ご利用者の重度化が進んできている。以前に増して入院治療を必要とするご利用者も増えており、また入院が長期化する傾向にもある。介護職員も高齢者の特性や医療的な知識も深めながら、日頃より体調の観察や栄養管理、自立支援、口腔ケアに気を付け、多職種がチームとなり早めにご利用者の変化に気づける事が大切である。今年度も昨年に引き続き「ノーリフティングケア」に取組み、職員の腰痛予防に努め、介護する側・される側のお互いが体の負担にならない介護の技術を定着させていきたい。スカイリフト等の介護ロボットや必要な備品を揃え、最新のケアが提供できるよう、職員全体で研修を重ねスキルアップを図っていきたい。

昨年7月よりベトナムからの技能実習生を受け入れている。ゆたか荘の介護が「日本の介護技術」として、正確にベトナムに伝わり、その技術で社会貢献できるように、しっかりと伝えていきたい。また実習生の素直で熱心な仕事に対する姿勢は、職員にもいい刺激となり、若さと明るさで職場全体に活気が感じられるようになった。特別な存在として意識せず、一緒にご利用者のために一生懸命仕事に取り組み、6か月経過した今、技能実習生の受入れは成功だったと感じている。時代の移り変わりと共に、社会情勢・働き方も変わってきている。ゆたか荘も今年で20周年を迎え、時代の変化にも対応しつつ、家庭的な温かい雰囲気を大切にしながら、「心ゆたかに 老後ゆたかに 長寿を支える」をモットーに、ご利用者やご家族はもとより、地域の皆様にも信頼される施設運営心がけていきたい。

I、令和2年度 運営体制

【基本方針】

- ・職員の介護技術の向上に常に取り組み、ご利用者・ご家族に安心・安全な介護を行います
- ・家庭的な雰囲気を大切にしながら、心のこもった介護を行います
- ・ご利用者の尊厳とプライバシーを守ります

【令和2年度の事業推進目標】

- ・医療と介護が連携し、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供
 - 専門職が連携し、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーションの充実
 - 各委員会の専門性・活性化を図る
 - 口腔衛生管理の充実と栄養改善に向けた取組み
 - 家族と専門職が連携し、一人ひとりの尊厳と想いを大切にしたケア
 - ノーリフティングケアの推進・定着
- ・生きがいや喜びが感じられる、こころ豊かな暮らしの提供
 - 季節感が感じられる外出や行事の実施
 - 豊かな自然の中で、明るい気持ちで穏やかに過ごせる環境の提供
- ・優秀な福祉人材の確保と育成
 - 施設内外の研修に積極的に参加し、個々のレベルアップを図る

- 介護福祉士等、有資格者を増やす
- アセッサーによる業務評価
- ・外国人技能実習生の育成
- ・地域に向けて福祉の啓発と地域貢献活動
 - あいさつ運動・クリーン活動
 - 地域の子ども達に福祉体験活動
 - 地域で認知症サポーターの養成
- ・効率的運営と安定的経営
 - ベッド稼働率の安定と備品の更新充実
 - 光熱費・備品の無駄をなくす

【モットー】

『 人生ゆたかに 老後ゆたかに 長寿を支える 』

【主要事業】

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名 の運営
日常生活継続支援加算、初期加算、看護体制加算ⅠⅡ、経口維持加算ⅠⅡ、口腔衛生管理加算、口腔衛生管理体制加算、看取り加算Ⅱ、個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅰ、栄養ケアマネジメント加算、療養食加算、低栄養リスク改善加算、再入所時栄養連携加算、経口移行加算、認知症専門ケア加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、配置医師緊急時対応加算、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算
- ・短期入所生活介護（介護予防） 定員 20 名 の運営
サービス提供体制加算、看護体制加算ⅢⅣ、緊急短期入所受入加算、夜勤職員配置加算、送迎加算、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算 *人員配置により変動あり

【数値目標】

- ・介護老人福祉施設 稼働率平均 98%（49 人）の維持
- ・短期入所生活介護（介護予防） 稼働率平均 95%（19 人）の維持
- ・平均利用者数 68 人維持

【組織体制の強化と会の運営】

- ・職員会議・各部署会議・サービスステーション会議の開催（月 1）
- ・各委員会の開催（月 1、隔月）
- ・施設内研修の強化
- ・老人福祉施設協議会主催の全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に参加
- ・香川おもいやりネットワーク事業への参加・協力
- ・地域における公益的な取組みに参加・協力
- ・技能実習生の業務サポート、生活支援
- ・職員労働環境の向上（働き方改革に沿って）

Ⅱ、各部署事業計画

生活相談員

方 針

- ・介護・医療との連携、家族との連絡調節を行う事で、ご利用者の情報の共有化を進める。
- ・ご利用者のニーズを把握し、安心して利用できる環境を整える。また、円滑な利用受け入れを行う。

目 標

- ・利用者・ご家族・社会資源の円滑な利用
- ・生活の質向上の為、各部署連携強化

主要事業

- ・長期・短期利用者の利用相談やその調整
- ・入所検討委員会の運営
- ・生活保護受給者への対応
- ・介護報酬変更に伴う事務処理やご家族への説明
- ・苦情等の相談対応
- ・短期利用者の担当者会議やカンファレンスの参加
- ・ご利用者の送迎対応
- ・各種研修への参加
- ・各種行事への参加・協力
- ・家族会への参加

サービスステーション

方 針

- ・ご利用者の尊厳ある生活が継続できるよう心身機能の維持・向上を図る。

目 標

- ・専門職との連携を図りながら、個々の心身の状況に合わせたサービスを提供する。

主要事業

- ・残存機能を活用し、日々の生活を支援
- ・安心して過ごしていただける環境の整備
- ・機能訓練士と連携し、機能訓練の強化
- ・歯科衛生士と連携し、口腔衛生の徹底
- ・看護師と連携し、体調管理の徹底
- ・生活を豊かにする行事の計画及び開催
- ・サービスステーション会議、フロア会議、各委員会、研修会の内容充実（参加率80%以上）
- ・ケアカンファレンスへの参加（参加率80%以上）

職員が働きやすい職場環境の整備

人材育成に対するシステム強化（O J T）

ノーリフティングケア推進に関する取り組み

医務

方 針

- ・利用者の疾病・治療に関し、プライバシー保護を徹底する。
- ・安全管理、衛生管理を徹底し、利用者が安心できる医療を提供する。
- ・ご利用者、ご家族の意見・立場を大切にし、説明と理解・同意に基づいた信頼される医療を提供する。
- ・医療機関・地域・多職種との密な連携を図り、より良い医療を提供する。
- ・常に知識と技術の研鑽に努め、高齢者医療の向上を追求する。
- ・他職種への医療教育、各委員会への協力を行う。
- ・高い倫理観を持ち、安心できる看取り期のケアを提供する。

目 標

- ・日常生活の中で状況の変化を的確に捉え、疾病の早期発見・早期対応にあたり、心身共に健康維持に努めていく

主要事業

- ・健康管理（年1回の採血、結核検診、インフルエンザワクチン予防接種）、定期受診及び体調不良時の早期受診
- ・医療ケア・感染症対策委員会（月1回）の開催
- ・医療研修の実施
- ・感染症発生時の感染症対策の実施、委員会の開催
- ・介護職員に対しての年2回の健康診断、腰痛検診の実施
- ・カンファレンスへの参加
- ・行事への協力

給食

方 針

- ・ご利用者一人ひとりに合った食事形態での食事提供
- ・コスト管理の徹底
- ・ご利用者の状態に応じた栄養管理の実施

目 標

- ・給食サービスの安定・充実
- ・食の楽しみの提供
- ・栄養ケアマネジメントの充実

主要事業

- ・一人ひとりに合った栄養管理
- ・給食管理、多職種との連携、委託業者との連携
- ・徹底した衛生管理
- ・食事のアンケートの実施（年1回）
- ・会議の開催（月1回）
- ・研修会の開催、参加
- ・カンファレンスへの参加

- ・行事への参加協力
- ・喫茶の開催（月3回）
- ・家族会への参加と食事提供（年1回）
- ・医療ケア・感染症対策委員会に関すること
- ・経口摂取推進委員会に関すること
- ・栄養ケアマネジメントに関すること
- ・退院時、病院の管理栄養士との連携
- ・長尾福祉会各事業所栄養士との連携、会議の開催（月1回）

介護支援専門員

方 針

- ・ご利用者一人ひとりの希望やニーズの把握に努め、施設介護サービスを提供する。
- ご利用者、ご家族、各部署と連携、情報を共有し、チームケアを目指す。

目 標

- ・ご利用者、ご家族、各部署から情報を得て、アセスメント、モニタリングを行い一人ひとりのご利用者に合ったプランを作成する。
- ・ご利用者、ご家族、各部署参加のケアカンファレンスを開催し、ケアの検討調整、統一したケアの提供を行う。
- ・施設御利用者の希望を叶える支援（外出等）を実施し、これまで築き上げた関係性の施設をご利用することで新たな可能性を見出し、全ての皆様の人生が、より良いものになるよう携わっていく。

主要事業

- ・ご利用者、ご家族、多職種から情報収集を行い、アセスメント、モニタリングによりケアプランの作成・見直しを実施する。
- ・ケアカンファレンスの開催
- ・ご利用者、ご家族からのケアの相談、要望に対応する
- ・委託による要介護認定調査（高松市・さぬき市）
- ・ご利用者の介護保険、要介護認定更新の申請代行
- ・研修会に参加し、マネジメント力の向上に努める
- ・行事・外出に参加協力
- ・家族会に参加協力
- ・香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての相談・支援担当、広報活動の協力
- ・火災・地震・土砂災害などの避難訓練計画・実施・マニュアルの見直し

地域連携・香川おもいやりネットワーク事業

方 針

- ・施設ご利用者の保護・権利擁護、サービスの質の確保に努めるとともに、有する資源やノウハウを活用し、地域福祉の拠点として関係機関と連携を図り、積極的な地域貢献を展開していく。

目 標

- ・継続出来ている活動（保育所及び小学校を含めた地域団体との定期的な交流や、あいさつ運動、地域クリーン活動など）の充実を図る。

・法人理念の「社会づくり」を実現するためにも、近隣自治会や社会福祉協議会等との連携・交流を深め、福祉・防災に対する啓発活動に努める。

・制度の狭間で支援が受けられにくい方を、おもいやりネットワークの中でサポートしていく。

主要事業

・あいさつ運動、地域クリーン活動等の地域貢献活動・地域交流活動の継続

地域及び家族参加型の行事を立案・実施するとともに、地域の福祉ニーズに対し、先駆的・実践的に取り組む。

・施設利用者の尊厳・権利擁護等に関すること

施設を利用することで限界をつくらないう、行動範囲の拡大、夢（希望）の実現等を図ることで可能性を広げる。

・おもいやりネットワーク事業を通して、関係機関との連携・連絡の推進

地域社会の中で、生活していくために必要なサービスを、充分に受けることが出来ないままにいる人がないよう、関係者との連携のなかで、問題を発見し対応していく。ゆたか荘が地域福祉の拠点として活動する。また、その中でも利用家族との連絡・連携を、家族会開催等を活用することで密にし、協力体制の強化を図る。

・災害時の拠点となれるような取り組みの実施

火災・土砂・地震の各災害を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施することにより、万一の際も適切な行動がとれ、利用者の安心・安全な生活を保護する。

・広く情報発信できるよう、情報伝達機能の充実を図る

ホームページ及び会報誌において事業計画・報告、行事紹介等を行い、情報を発信する。また、施設における活動の公正さを保つために、福祉サービス第三者評価を定期的を受審し、社会ニーズに対し、柔軟に対応していく。

・専門的知識・技術の修得及び発信等に努める

専門職であることを自覚し、常に向上心をもてるような職場環境を作り、資格取得を行う。

小・中学生や地域住民に対し、認知症の正しい理解と対応を普及していくため、認知症サポーター養成講座を地域包括支援センターと協力のうえ推進していく。

機能訓練士

方針

・ご利用者の身体状況を把握し、理学療法士と連携を図りながら、プログラムを展開、支援していく。

・ご利用者・ご家族の意向を確認しながら、多職種と連携しチームケアを目指す。

目標

・ご利用者の身体状況等をアセスメントし、一人ひとりのプログラムを適切に作成する。

・カンファレンスに参加し、ご利用者・ご家族の意向を確認したうえで、日常生活動作（ADL）の低下防止及び生活リハビリを中心としながらも質の向上と自立に繋がる支援をする。

主要事業

・ご利用者の身体状況を把握し、適切な機能訓練計画書を作成・見直しを行うため、理学療法士を含む多職種と連携し、アセスメントの充実を図る。

・ご利用者及びご家族、他職種からの相談・要望に対応していく。

歯科衛生士

方針

- ・ご利用者の嚥下・咀嚼状態の変化に注意し、個々の状態に応じた対応を行う。

目標

- ・多職種との情報交換により、美味しく食事をとれる口腔機能維持に努める。

主要事業

- ・年1回（4月）協力歯科医院による歯科検診の実施。検診結果により歯科医と連携をとり適切な処置・ケアを検討及び実施する。
- ・外部研修等に参加し、研修内容の周知・情報の共有を図り日々の口腔ケアに取り入れる
- ご利用者の方が興味を持つ口腔体操を提供する。
- ・丁寧な口腔ケアの実施により、残存歯の維持と虫歯の早期発見につなげると共に誤嚥を予防する。

Ⅲ、各委員会活動（月1回）

1、身体拘束・虐待防止委員会

ご利用者の立場になり尊厳とプライバシーを守り、家庭的な雰囲気を大切に生活を提供していく為に、研修を通して職員全体で学び成長していく。

2、安全対策委員会

事故の再発者に対し、対応方法の具体的な内容を明確化すると共に、ヒヤリ・ハット及び事故報告書の書式を更新し、円滑な情報把握を行う事で事故内容の分析に努め、再発防止・事故防止につなげる。

3、レクリエーション・くもん学習療法委員会

委員会にて毎月の支援内容を検討し、余暇時間やレクリエーションを通じて、季節感を感じられる手作りおやつやドライブ、また 他者交流を図り喜びや笑顔で楽しみがもてるよう支援を提供する。

学習療法本来の目的意識を再確認し、職員の意識向上に努め、ご利用者との個別の時間を大切に、回想法を通して笑顔で過ごし回想法等で得た情報を共有しケアにつなげていけるように支援を行う。

4、医療ケア・感染症対策委員会

褥瘡・皮膚トラブルの早期発見・早期治療・再発防止に努める。

常日頃から手洗い・うがいの徹底及び感染症と疑われるご利用者に対する早期対応・マニュアルの徹底を図る。

5、研修委員会

専門知識の習得、技術向上のために、職員自ら「学びたい」と思える研修プログラムの充実を図る。

6、入所検討委員会

委員会の中で公平に入所者の選定を行い、スムーズなご利用につなげる

7、業務改善委員会

各専門性を基に、業務の効率化と省力化を考え、業務内容を見なおす。

また、ノーリフティングケアを取り入れ、ご利用者・職員に負担なく安心安全で質の高いサービスを提供すると共に職員にとって働きやすい環境を整える。

8、防災委員会

火災・土砂災害・地震を想定した避難訓練を定期的実施し、訓練を通して職員個々の防災意識を

高める。また、備蓄品の充実と管理に努める。

9、経口摂取推進委員会

歯科衛生士・看護師・介護支援専門員・介護職員・管理栄養士が連携し、最後まで美味しく食事がとれるような取り組み・支援を行う。

- ・経口摂取推進委員会の開催（月1回）
- ・嚥下機能や口腔の状態観察、ミールラウンド及び摂食カンファレンス
- ・食事摂取量の観察と体重の推移、必要栄養量の観察
- ・発熱や痰の量など、肺炎予防を意識した体調観察

10、介護技術向上委員会

介護技術向上に関するケアの情報を発信していくと共に、研修を繰り返し行い自己啓発ができる機会を設ける。

11、ノーリフト推進委員会

介護する側・される側も安心・安全なケア、「持ち上げない」「引きずらない」「抱え上げない」ケアを学び、定着させる。

IV、年間行事予定

- 4月 お花見ドライブ
- 5月 鯉のぼりを楽しむ会（地域交流行事）
- 6月 菖蒲観賞
- 7月 七夕まつり
- 8月 納涼夏祭り
- 9月 敬老会
- 10月 遠足
- 11月 紅葉狩り・いきいき長尾まつり（作品展）
- 12月 忘年会・餅つき大会
- 1月 新年会・初詣
- 2月 節分豆まき
- 3月 開荘記念日を祝う会・のぞみ園ひな祭り会

V、全国老人福祉施設協議会との連携、及び研修参加

全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加

全国老人福祉施設協議会、香川県老人福祉施設協議会への協力・参加

VI、自己啓発活動としての研修参加支援

研修費補助

資格試験日、職務免除（1回目）

処遇改善への反映

VII、香川思いやりネットワーク事業の充実化

運営委員会への委員派遣、実務者の養成、地域ネットワーク会議への派遣、相談派遣、フードバン

ク、一時金支出、中間的就労、買物援助、食事サービス等の援助

VIII、機能の維持管理

ノーリフティングケア推進の為の備品購入

給湯ポンプの交換及び・配管の修繕

経年劣化による環境整備

令和2年度 デイサービスセンターゆたか事業計画

地域包括ケアの取り組みとして、通所サービスの特色である、社会性、活動性を生かしながら高齢者が安心・安全に在宅生活が送れる支援づくりを充実させていく。又、地域実態に合わせたニーズ把握に努め、混合介護への取り組みを前向きに検討していく。

1. 令和2年度方針

- ・ レスパイトケア（家族支援）に対応したサービス体制づくり
- ・ 総合事業の検討
- ・ 要介護者個々の目的・趣向に応じたサービス提供の実施
- ・ 安全、快適な環境作りの実施
- ・ 職員間の情報共有と支援内容の統一を図る
- ・ 地域交流の充実
- ・ からくり教室の拡充と対応整備

2. 会の開催

- ・ デイサービス会議（年12回）
- ・ グループ会（年12回）

3. 安定的運営について

- ・ 居宅介護支援事業所、地域への広報活動
- ・ 利用実態に合わせたサービスへの取り組み
- ・ 事故防止施策の徹底
- ・ コスト管理の徹底

4. 情報機能強化

- ・ ホームページ、会報誌での事業報告、行事の周知
- ・ デイサービス通信の充実

5. 医療・地域在宅支援事業所等との連携強化
 - ・ 地域の連絡会への参加
6. 職員研修の充実
 - ・ 職員勉強会（随時）
 - ・ 交通安全研修（年１回）
7. 地域交流事業
 - ・ 地域・家族参加型行事の立案実施
 - ・ 施設開放行事（年１回）
 - ・ 地域交流（定期的）
8. 施設整備関係
 - ・ 建物経年変化の部分補修
9. 家族との連絡、協力体制の強化
 - ・ 利用者・家族・事業所アンケートの実施（聞き取りアンケート年１回・郵送アンケート）
10. 非常災害時の対応
 - ・ 防災訓練 年２回
 - ・ 消火器等の使用訓練 年２回
 - ・ 災害備蓄品の点検・管理

令和２年度 ハーティヴィラ亀鶴事業計画

【方針】

法人内での連携、ワンストップサービスの実現のため、様々な相談事例について、包括的な相談体制を構築する。また、職員が、認定こども園長尾学舎及び高松くりの木保育園の子どもたちの福祉地域教育の場であり、ご利用者の異世代交流の場としての位置づけを理解し、協力体制を整える。

【施設内共通事業】

- ・ 事業所連携会議の運営
４月、８月、１２月、３月
- ・ 香川おもいやりネットワーク（生活困窮者に対する相談支援事業）の活用と推進
- ・ 運営委員会への委員派遣（毎月）
- ・ 地域ネットワーク会議への派遣、相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買い物援助、食事サービス等の援助

<ハーティヴィラ亀鶴 ショートステイセンター 事業計画>

【方針】

- ・共に過ごす支援者として、寄り添って生活する。
- ・情報を共有し、スムーズな支援につなげる。
- ・職員のスキルアップを推進する。

【目標】

ユニット目標

職員間での情報共有を徹底し、ご利用者の時間を最優先に配慮の行き届いた介護を行う。

数値目標

稼働率 95% (19 人)

【主要事業】

- ・指定短期入所生活介護の実施 定員 20 名
- ・指定（介護予防）短期入所生活介護の実施 （定員 20 名に含む）
- ・利用者処遇に関する会議の運営
- ・職員の技術向上のための研修の実施
- ・行事の起案実施
- ・利用者アンケートの実施（年 1 回）
- ・緊急時受け入れ態勢の整備

【各種委員会活動】

感染対策委員会 会議の開催 月 1 回

- ・ 時期毎に情報収集を行うとともに、感染経路の遮断に勤め、感染経路の蔓延を防ぐ。
- ・ 利用者の身体状況を観察し、感染症発生時の迅速・適切な対応で蔓延を未然に防ぐ。
- ・ 感染対策委員を中心に勉強会を行い職員の意識レベルを向上する。

レクリエーション委員会 会議の開催 月 1 回

- ・ 個々の残存機能に合ったレクリエーションを提供する。
- ・ 他者とのつながりを持ち心身機能の活性化・意欲向上につなげる。
- ・ 行事、慰問を通じて季節を感じるような地域交流を充実させる。

安全対策委員会 会議の開催 月 1 回

- ・ 安全な介護技術、安全な環境整備の検討。
- ・ ヒヤリハットや事故報告の分析、発生した事故の対策と今後の対応の検討実施。
- ・ 事故防止や発生した事故の対策と今後の対応の検討実施。

- ・ 定期的に対応策の見直し、改善の周知徹底。

拘束検討委員会

- ・ 会議の開催 月 1 回
- ・ 拘束ゼロの取組として拘束事例、スピーチロック等の勉強会を行い職員のスキルアップに努める。

生活向上委員会

- ・ 会議の開催 月 1 回
- ・ 利用者の状態の把握、共有する。
- ・ より良いケアが提供できるよう、多職種と意見交換を行う。

<ハーティヴィラ亀鶴 デイサービスセンター 事業計画>

【方針】

- ・ 個々のご利用者のニーズに適したサービス提供の実施
- ・ 清潔な環境、安全・安心な空間づくりの実施
- ・ ご利用者個々の目的、趣向に応じた職員間での統一した支援の実施
- ・ 関係各部署との情報共有、スムーズな支援の実施

【目標】

- ・ 一人でも多くの方に利用ができるよう定員の充足に努める
- ・ 自立支援と重度化への予防に向けてのサポート強化に努める
- ・ 家庭との連携を密にし、機能低下が起こらないよう機能訓練を行う

【主要事業】

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・ 通所介護事業の実施（1 単位 5 時間～ 6 時間 定員 35 名）
- ・ さぬき市総合事業「からくり教室」の受託（毎週水曜日 定員 10 名）

【会議研修】

- ・ デイサービス会議と委員会の運営（月 1 回）
- ・ 職員研修の実施
- ・ 職員主体の勉強会の実施
- ・ 利用者安全・暮らしの研修（年 2 回）
- ・ 利用者アンケートの実施（年 1 回）
- ・ 運営強化事業
- ・ 資格取得支援

<ハーティヴィラ亀鶴 ヘルパーステーション 事業計画>

【方針】

ご利用者の尊厳とプライバシーを守りながら、サービスの提供と同時に「やさしさや機能維持・向上につながるやる気」を提供する。

- ・ヘルパー技術の向上に努める
- ・自信と喜びを提供する

【目標】

自宅で永く過ごせるように、家族や他の福祉サービス事業者と連携を取りながら、適切な支援と介護を行う。

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・介護保険外サービス（自費サービス）の実施

<ハーティヴィラ亀鶴 サービス付き高齢者向け住宅 事業計画>

【方針】

日頃から生活状況の観察とコミュニケーションを取りながら、入居者自身の安心と家族の安心に努める。また、令和4年度の事業展開についてニーズ調査と協議を開始する。

【主要事業】

- ・安否確認サービス
- ・健康確認サービス
- ・食事サービス
- ・会議の運営（月1回）
- ・研修の実施
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・利用定員 10室

【方針】

在宅で生活される方が その人らしい生活が送れるようにあらゆる支援・社会資源を活用する。

【事業目標】

介護保険制度、市町村の福祉施策の対応

- ・ 介護報酬改定により 利用者・家族に説明ができるように把握する。
- ・ 主任介護支援専門員配置により専門性を高めるとともに、介護支援専門員の指導にも努める。
- ・ 5年経験の介護支援専門員が主任介護支援専門員の研修が受けられるよう支援する。
- ・ 地域を対象とした介護相談を行いニーズキャッチや効果的な支援につなげる。
- ・ 主任介護支援専門員更新研修を受けるため 必要な研修に参加できるよう支援する
- ・ 実務研修実地研修の受け入れ、主任介護支援専門員が対応 事業所内でサポートできるよう支援する。

安定した運営

- ・ ケアプラン目標 30～35 件。
- ・ 自己点検を行い業務内容の確認を行う。
- ・ 要支援ケアプランは地域包括支援センターからの委託を 8 件まで対応する。
- ・ 経費削減のため事務用品の節約や訪問時の公用車の効率的な運行で経費全般を節約する。
- ・ 年 1 回情報公表、自己評価を行い、事業所の向上を図る。

相談への迅速な対応・援助計画への作成

- ・ 24 時間連絡体制の確保と介護支援専門員同士の連携。
- ・ 包括支援センターより困難事例に対し迅速に対応をする。

相談援助技術の向上

- ・ 現任研修、その他研修への積極的な参加をする。(研修計画)
- ・ 事業所内の事例検討・研修により知識の向上を図る。

関係機関との連携強化

- ・ 病院や他事業所との連携の強化を図る。
- ・ 関係機関と密にし、要支援者の発見と利用者本位のサービスを実現する。
- ・ 包括支援センターとの連携により要支援・要介護に移行した際にスムーズな対応が出来るように努める。

【事業所計画】

- ・ 居宅会議・事例検討会の開催（週 1 回）
- ・ 業務内容についての意見交換 書類関係・行政からの連絡事項について 話し合い業務が行え

るようにする。

- ・ 事業所内にて事例検討を行う。
- ・ 他の事業所との合同研修を年2回行う。
- ・ 包括支援センター ケアマネリーダー主催による、年4回に研修に参加し、情報の収集・知識の習得地域ケアマネージャーとのつながりが作れるよう努める。
- ・ 県長寿社会対策課主催の研修に参加する。
- ・ 必要な研修に参加し 個々・事業所全体のスキルアップに努める。
- ・ 主任ケアマネ研修に参加し、質の向上を図る。

【年間計画】

4月	事業所会議 4回（全員参加）
5月	事業所会議 4回（全員参加） ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ（鎌倉）
6月	包括支援センター主催研修（全員参加） ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ（多田）
7月	事業所会議 4回（全員参加）
8月	事業所会議 4回（全員参加） 集中減算書類作成（担当 山本） 主任ケアマネ研修 1名参加（山本）
9月	事業所会議 4回（全員参加）
10月	事業所会議 4回（全員参加）
11月	事業所会議 4回（全員参加）
12月	包括支援センター主催 研修会 4名参加
1月	事業所会議 4回（全員参加）
2月	事業所会議 4回（全員参加） 集中減算書類作成（担当山本）
3月	事業所会議 4回（全員参加） 東讃地区主任ケアマネ研修主任（ケアマネ）

令和２年度 高松くりの木保育園事業計画

高松くりの木保育園では、この２年間、新設園として園方針の一部転換や職員の教育や定着など、様々な課題が浮き彫りとなり、子どものみならず保護者に対してもご心配をおかけすることがあった。令和２年度では保育方針や保育内容が支持され信頼される保育園を引き続き目指すために、あらためて保護者や地域との連携をさらに進めていきたい。

また、職員の育成を重点的に行い、より質の高い教育・保育が提供できるよう研修を通して保育士の専門性の向上に取り組むと同時に、業務の効率化をさらに図り、職員のモチベーションアップ・処遇改善につなげていきたい。

【保育理念】

法人理念のもとあらゆるサポートや機会の提供を行い、大人になり社会に出てものごみを持って豊かな心で生き抜く基礎を養う。子どもたちが幸せに過ごせるよう、乳幼児の健全な発達を助長し家庭的な保育・教育を実践する。

【基本方針】

1. 保育目標を達成するための準備と環境づくり及び達成を目指す職員の意識とスキルの向上

【経営方針】

1. 定員の早期充足を達成し安定した運営をしていく。
2. 幼保連携型認定こども園の移行し、子ども一人ひとりの育ちを支える保育・教育を行う。
3. 地域とのつながりを重視し地域に認められ支持される園を目指す。
4. 意識とスキルの高い職員の育成

【令和元年度目標】

1. 利用者、職員が笑顔であいさつ
2. 職員研修の充と自己啓発活動の支援
3. 食育の推進
4. 利用者や地域の方々とのつながりを大切にする事業の推進
5. 公益的取組の推進
6. 一体感のある園づくり

【事業・運営計画】

1. より質の高い教育・保育を実践する
 - (ア) 保育所保育指針に基づき、園児の発達の連続性を考慮して、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を展開していく。乳幼児の理解に基づいた指導計画にあたっては、PDCAサイクルを用いて質の向上を目指す。
 - (イ) 乳幼児が自ら色々な発見をすることのできる環境設定や、継続して遊びを繰り返すことのできる環境づくり、年齢を超えた子ども同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。

(ウ) ゆるやかな担当制・異年齢グループ・少人数グループでの保育の実践をととして一人ひとりの発達に即したよりきめ細やかな保育を行う。

(エ) ICTの活用で保育士の業務省力化を図り、少しでも多く子どもたちの育ちに寄り添える時間をつくる。

(オ) 幼保連携型認定こども園へ向けて移行体制の充実を図る。

2. 保育者としての専門性を高める

(ア) 園内研修の充実をはかり、職員一人ひとりが園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。

(イ) 自己評価を用いて、自己の課題・目標を明確にした上で教育・保育を実践し、評価を行い、改善点を更なる向上につなげる。

(ウ) 共育（ともに育つ）支援を行う。内容としてはホームページ・クラスだより・連絡ノート等を活用し教育・保育内容・子どもの育ちを保護者に分かりやすく発信し、育ちを共有していく。

(エ) こども園移行のための資格更新を全職員行う。

3. 食育の推進

(ア) オープンキッチンを生かした食への興味・関心への取り組みや、管理栄養士・調理師と連携を図り、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。

(イ) 保護者にも「食」の大切さを分かりやすく伝えるための献立表の工夫や講座等の実施。

4. 地域における公益的な取組

(ア) 自治会や地域コミュニティセンターと連携して地域行事への参画や地域が活気づく活動の推進に協力する。

(イ) 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上をはかる。

(ウ) 総合相談窓口の設置

【実施事業および定員】

利用定員	105 名						
年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	9 名	18 名	18 名	20 名	20 名	20 名	105 名
目標	12 名	20 名	20 名	22 名	20 名	11 名	105 名
特別保育	延長保育						
	障がい児保育						

【職員数（採用計画）】

	園長	(主任) 保育士 <正職員>	保育士 <パート>	管理栄養士 栄養士	調理師	看護職員	事務員
令和 2 年 3 月 31 日	1 名	11 名	7 名	3 名	1 名	3 名	1 名
令和 2 年度 末目標	1 名	18 名	5 名	3 名	1 名	2 名	1 名

5. 年間行事

月	行事内容
(4月)	(入園式、進級式、内科検診、歯科検診)
(5月)	(芋さし、田植え、花園地区運動会、親子遠足)
(6月)	(保護者懇談)
(7月)	(プール開き、七夕会)
(8月)	(花園地区夏祭り、交通完全教室)
(9月)	(敬老会、運動会、稲刈り)
(10月)	(内科検診、歯科検診、芋ほり)
(11月)	(拡大防災訓練)
(12月)	(発表会、クリスマス会)
(1月)	(餅つき、個人懇談)
(2月)	(豆まき会、お別れ遠足、保育参観、周知会)
(3月)	(ひなまつり会、お別れ登山、卒園修了式)

6. 園だより・クラスだより

- ・毎月発行

7. 備品・遊具等購入

- ・児童用書籍、本棚購入
- ・未満児用園庭遊具購入

令和２年度 認定こども園長尾学舎事業計画

認定こども園長尾学舎は、平成３１年４月から定員８０名で開園する。

長尾地区の子ども達の受け皿としての機能だけでなく、教育・保育の内容や質を、保護者が選択できる機能を持たせる目的がある。教育・保育方針やその内容が支持され、信頼され愛されることも園であるために、子ども・保護者・地域・そして保育者が、共生（ともに生きる）・共育（共に育つ）の精神を醸成できる環境づくりに努める。

１．認定こども園長尾学舎の理念・方針・目標を理解する。

●法人の理念

障害を持っても持っていないでも、男も女も

「生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」

といえる社会づくりを目指す。

●認定こども園 長尾学舎 教育理念

「心身ともに満足できる遊び」を中心とした乳幼児教育の提供を通して、小学校への滑らかな接続を行う。また、それにより感じられる「自己肯定感」により、自信と生きる力を育て、生涯にわたる人格形成の基礎を築く。

①教育方針

「豊かな人間性を育て、生きる力の基礎を培う」ことを目的とし子どもの最善の利益を保護すると共に、保護者のニーズに応えた園の運営であり、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担う。

◇教育・保育の提供を行い、ゆたかな人間性が育つためにふさわしい生活の場を実現する。

◇教育・保育の専門知識と技術及び判断を以って、子どもの健康・安全・情緒の安定を図り、自主性と生活力の発達を促す保育実践に努める。

◇子育て支援の視点から、必要性に応じて子育てに関する相談・助言に努め、社会的役割を果たす。

◇教育・保育内容の充実・職員数の充実により、計画定員の早期充足を達成し、安定した経営をしていく。

◇小学校教育への円滑な接続が成せるよう、子ども一人ひとりの育ちを支える。

◇地域教育を重んじ、地域行事へ参加することで、伝承を継承し、地域の魅力を楽しめる子どもを育てる。

②教育目標

- ・元気で明るくたくましい子ども
- ・自分で考え、最後までやり抜く子ども
- ・自分の思いを言葉や態度で表現できる子ども

- ・思いやりがあり、ともだちを大切にする子ども
- ・基本的生活習慣が身についている子ども

③職員行動指針

- ・尊敬の気持ち
 - ・挨拶
 - ・笑顔
 - ・言葉遣い
 - ・職員協調（人を大事に、施設を大事に）
 - ・向上心
-
- ・子どもの心に寄り添った教育・保育を行う
 - ・生活や遊びの中から学びがあることを理解し、環境づくりを行う
 - ・子どもを中心に置き、子ども・保護者・地域とのつながりを大切にし、信頼関係を築く

④運営計画

・より質の高い・教育・保育を実践する

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」「5領域」「資質・能力の3つの柱」に添った教育・保育の提供により、小学校教育への円滑な接続を行う。
- 乳幼児らが自ら色々な発見をすることができる環境設定や、継続して遊びを繰り返し広げることができる環境づくり、年齢を超えた子ども同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。
- 一人ひとりの発達に即した、よりきめ細やかな保育を行う。
- ICT活用により、保育教諭の業務省力化を図り、少しでも多くの子どもたちの育ちに寄り添える時間を作る。
- 運動神経がよくなる36の動作を身につけ、体幹を鍛えることで運動能力だけでなく、好きなことに集中できる体力を身につける。
- 0・1歳児合同保育（時期未定）
- 4・5歳児合同保育（～10月まで）

・保育者としての専門性を高める

- 園内研修を充実し、職員一人一人が園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。職員会議 年12回、園内研修 月2回、ケース会議 月1～2回（早期支援・訪問療育・療育支援後）、高松くりの木保育園との合同研修2回／年（外部講師）
- 園外研修 キャリアアップ研修、訪問研修、日保協研修、その他
- 当法人の特長である特別な支援が必要な子ども達に対して、早期発見・早期支援に努めると共に、個別に抱える状況や課題等に対して必要な支援につなげていくため、外部機関との連携を進めていく。
- 共育（子どもとともに育つ）支援を行う。具体的には、ホームページ、クラスだより、連絡ノート等を活用し、教育・保育内容・子どもの育ちを保護者にわかりやすく発信し、育ちを共有していく。

・地域子育て支援拠点事業

○少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

・地域における公益的な取り組み

- 自治会と連携し、地域行事に参加・協力する。
- 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上を図る。

2. 定員入園予定数と職員体制

利用定員	80 名						
年 齢	0	1	2	3 (1号)	4 (1号)	5 (1号)	合計 (1号)
人 数	7	15	14	13(3)	16(1)	3(0)	80
目標 (名)	9	16	16	13(3)	16(2)	5(0)	80
特別保育	延長保育、障害児保育						

【職員数(採用計画)】

	園長	保育教諭 (正職員)	保育教諭 (パート)	栄養士 兼調理員	看護師	事務員	子育て支援
令和2年4月1日	1名	14名	6名	4名	0名	0名	2名
令和2年度末	1名	15名	6名	4名	1名	0名	2名

3. 年間行事

月	行事内容
(4月)	(入園式、内科検診、歯科検診)
(5月)	(芋さし、田植え)
(6月)	(保護者参観・保護者会総会)
(7月)	(プール開き、七夕・夏祭り)
(8月)	(お泊り保育)

(9 月)	(敬老会、運動会、稲刈り)
(1 0 月)	(内科検診、歯科検診、芋ほり)
(1 1 月)	(防災教室)
(1 2 月)	(発表会、もちつき会、クリスマス会)
(1 月)	(祖父母交流行事餅つき)
(2 月)	(豆まき会、保育参観)
(3 月)	(ひなまつり会、お別れ会、卒園式)

(その他)

- ・避難訓練（地震・不審者対応・消防署通報等）（年 1 2 回）
- ・絵本の貸し出し（3 歳児～毎週）
- ・クラス内クッキング（年 3 回）
- ・お誕生日会（年 1 2 回）
- ・年長児テーブルマナー教室（2 月）スイミング・スケート 2 回／年
- ・保育参観（年 2 回）そのうち 1 回は給食試食会
- ・自由参観（年 2 回）
- ・個人懇談（年 2 回）
- ・家庭訪問
- ・農園活動
- ・長尾小学校交流 3 回／年
- ・法人事業所交流（亀鶴・ゆたか荘・デイサービスセンターゆたか）2～5 回／年

※ 3・4・5 歳児対象 特別活動・英語 2 回／月・体育 2 回／月・リトミック 2 回／月・美術（4・5 歳児）8 回／年・硬筆（4・5 歳児）4 回／月、サッカー教室 1 2 回／年

4. 健康診断

- ・園児・・・内科・歯科検診 年 2 回（4 月と 1 0 月）3 歳児から視力・聴力
頭囲胸囲計測
検尿（4 月）、発達検査
身体測定（毎月）
- ・職員・・・法人合同健康診断（9 月）または予防医学協会での健診
インフルエンザ予防接種（正規職員補助あり、非正規自己負担）
- ・学校薬剤師による環境調査 4 回／年

5. 給食・食育

○栄養士と保育教諭が連携を図り、食への興味・関心への取り組みや、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。

○保護者にも家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることを、給食だよりや講座を実施することで知ってもらい、家族との共食を可能な限り推進する。

○行事食を多く盛り込み、手作りおやつに関しても毎月の盛り込み食育に力を入れる。自園で採れ

た野菜なども子ども達と収穫し、旬の野菜や栄養素についてもしっかり伝えていく。

○給食試食会(年1回) 給食献立の玄関展示

○自園畑の野菜の栽培収穫・観察

○食育教室・人気メニューレシピ配布・

※手作りおやつや食育レシピなど食育の保護者発信

※今後も、感染症・アレルギー等の対策は十分検討し、また、ノロウイルスや食中毒などの注意を十分にはらう。

6. 園だより・クラスだより

毎月発行

7. 備品・遊具等購入

・中央デッキの日よけ

・0・1歳児の東側日よけ